「経営・管理」許可基準に係る見直しについて（令和７年１０月１６日施行）

世界をつなぐ。未来をつくる。
ＩＳＡ 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

		従前の要件	改正後要件（注1）
①	資本金・出資総額	500万円	3，000万円（注2）
②	経歴・学歴（経営者）	なし	経営・管理経験3年以上（注3） 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし （資本金の代替要件として2人以上の雇用要件）	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける（注4）
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること（注5）
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける（上場企業相当規模の場合等を除く。）

（注1）本件改正前から「経営・管理」で在留中の者については、施行後3年が経過するまでの間は、改正後の許可基準を満たさない場合でも、そのことのみをもって在留期間更新許可申請を不許可とはしない。また、施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求めるが、改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況や法人税の納付状況等を総合的に考慮し、許否判断を行うため、例えば、資本金の額等が3，000万円に満たないことのみをもって一律に不許可とはしない。

（注2）法人の場合は株式会社における払込済資本の額（資本金の額）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の出資の総額を指し、個人事業主の場合は事業所の確保や雇用する職員の給与（1年間分）、設備投資経費など事業を営むために必要なものとして投下されている総額を指す。

（注3）「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。

（注4）「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）となる。

（注5）相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。
なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。